

令和4年7月1日

〒563-0372
大阪府豊能郡能勢町
山辺930-13

(有)フューライ・システム

塚原 裕大 様

大阪府知事 吉村 洋文



一般建設業の許可について（通知）

令和4年6月3日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、兵庫県知事に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号	大阪府知事 許可（般－4）第158209号
許可の有効期間	令和4年7月1日から令和9年6月30日まで
建設業の種類	

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
解体工事業

大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和9年5月31日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)